

令和7年度茨木市外国語指導講師派遣業務委託仕様書

以下、茨木市を甲とし、外国語指導講師派遣業務委託会社を乙とする。

1. 業務の内容

【認定こども園・幼稚園・保育所】

- (1) 「英語活動」等における保育での指導
- (2) 教職員に対する研修会への参加
- (3) 教材・資料作成
- (4) 教職員との指導方法、内容についての事前打ち合わせ
- (5) 幼児との交流活動（昼食交流を含む）
- (6) 園・所内での行事への参加
- (7) 上記（1）～（6）に付随または関連する業務

【小学校】

- (1) 「外国語活動」「外国語」「国際理解教育」等における授業での指導
- (2) 評価活動の補助
- (3) 教職員に対する研修会・中学校ブロック連携会議等への参加
- (4) 教材・資料作成
- (5) 教員との指導方法、内容についての事前打ち合わせ
- (6) 英語に関するクラブ活動等の特別活動等における指導
- (7) 児童との交流活動（給食交流を含む）
- (8) 学校内での行事への参加（放課後学習教室等への参加を含む）
- (9) 教授手法等の教員に対する支援
- (10) 翻訳・通訳の支援
- (11) 上記（1）～（10）に付随または関連する業務

【中学校】

- (1) 「英語科」「国際理解教室」等における授業での指導及び個別指導
- (2) 評価活動の補助
- (3) 教職員に対する研修会及び中学校ブロック連携会議等への参加
- (4) 教材・資料作成
- (5) 教員との指導方法、内容についての事前打ち合わせ（教科担当会議への参加も含む）
- (6) 英語に関する部活動等の特別活動等における指導
- (7) 生徒との交流活動（昼食交流を含む）
- (8) 学校内での行事への参加
- (9) 教授手法等の教員に対する支援
- (10) 翻訳・通訳の支援
- (11) 上記（1）～（10）に付随または関連する業務

2. 就業場所

就業場所は、茨木市立公立小・中学校及び茨木市立保育所・認定こども園・幼稚園、乙が定める場所とする。

3. 就業人数

就業人数は、20 人とする。

4. 契約期間

契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(計 24 か月実施)

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

5. 就業日時

- (1) 就業日は月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び甲が指定する日は配置しないものとする。但し、就業場所において行事等の都合上これらの日に外国語指導講師の就業を要する場合はこの限りではない。
- (2) 業務時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分の時間帯で、1 日 7 時間とする。
- (3) 上記 5. (1) (2) の詳細は、甲乙協議・合意の上、別途定めるものとする。
- (4) 甲が、上記 5. (1) (2) (3) で規定した就業日時以外に外国語指導講師の就業を要する場合、追加就業日時分の追加派遣料を支払うか、予定された就業日時の中で振り替えることができる。

6. 外国語指導講師の要件

外国語指導講師は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 英語を母国語とする者又は同等の能力を有する者。
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者又は、在学大学の在學生で適正な方法により日本に招かれた者。
- (3) 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者。
- (4) 業務の実施に必要な水準の教授技術を有する者。
- (5) 幼児・児童・生徒・教職員とのコミュニケーションを図ることに積極的な姿勢を示し、日本の保育・教育に興味関心を持つ者。

7. 業務実施体制の整備

乙は、派遣業務を円滑に進めるため、次の事項を遵守する

- (1) 派遣元責任者および苦情担当責任者を定め、それぞれその責務を果たすこと。
- (2) 外国語指導講師に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を甲に報告し、臨時担当者の氏名を甲へ通知の上業務を実施すること。
- (3) 乙の都合により、上記 7. (2) による臨時担当者を配置できなかった場合、乙は未配置分の業務を甲と調整の上、契約期間中の他の日に配置すること。
- (4) 授業で使用する教材・資料（教科書を含む）を自社で用意すること。
- (5) 配置スケジュールは乙が学校の希望を把握し、調整・決定すること。

8. 比較対象労働者の待遇に関する情報

別紙のとおり

9. その他

- (1) 甲および乙は、労働者派遣法の趣旨に従い、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適正な教育指導と業務命令を行う。
- (2) 外国語指導講師に交通事故等の問題が発生した場合、乙がその対応を行う。但し、その発生が甲の責に帰する場合はその限りではない。
- (3) 乙は外国語指導講師派遣契約書、本仕様書の記載および法的な枠組みに従い、業務を実施する。